美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

関西電力株式会社

美浜発電所 原子炉施設保安規定

(1) 美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可申請書の反映による変更

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画(以下、「廃止措置計画」という。)について、原子炉周辺設備解体撤去期間(第2段階)(以下、「第2段階」という。)における廃止措置計画を定め、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、変更認可を申請した。

このため、廃止措置計画の変更認可申請書の記載を踏まえ、第2段階の廃止措置に係る保安管理措置を規定するため、美浜発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

1

(追加)

- ・第155条の2 (解体撤去物の管理)
- ・第155条の3 (保管エリアの管理)

(変更)

- ・第101条(放射性液体廃棄物の管理)
- ・第102条 (放射性気体廃棄物の管理)
- ·第135条(目的)
- ・第155条(工事の計画および実施)
- ・第161条 (新燃料の運搬)
- ・第168条(放射性液体廃棄物の管理)
- ・第169条(放射性気体廃棄物の管理)

以上

添付資料

1:美浜発電所原子炉施設保安規定 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

2:美浜発電所1号炉および2号炉 廃止措置計画認可申請書に記載した内容の保安規定への反映事項

3:美浜発電所原子炉施設保安規定 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容 美浜発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。 今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、 審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無 欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、 条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【O O関連にて変更】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等-保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

補足説明資料

必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

	: 主要な変更対象の項
--	-------------

(1)第1編(3号炉)

展別の規則等 92		保安規定審査基準(実用炉)			
参加1項目: 号 (信保存金費) (日保存金費) (のための体制) (日保存金費) (のための体制) (日保存金費) (のための体制) (日保存金費) (日大きに、これを遵することが定められていること、また、これらの基金費) (日保存金費) (日大きに、これを通することが定められていること、また、これらの基金費) (日保存金費) (日保存金費					
安全規定の場合		を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、	第2条の2		=
世の選挙のでいるとと、	保安規定の遵守	るとともに、これを遵守することが定められていること。また、 これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責	第3条		_
編書 1 年曜 2 月		コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確	第2条の2		
及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制を平均審等 の位置が付き含かて、金質用原子が施設の浸法動に関する管理 の程度が起張できるように定められていること。また、その内容 対応、原子力を全に対する重要に応じて、その意用の経度を含理 的から組度の規度に応じたものとしているとともに、定められた 内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び力法 について明確にされていること。この具体的な方法について保安 規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文 書体系について関なに、関文検においていること。 4. 千稲書等の保安規定上の位度付けに関することについては、要 横書、手稿書その他校をに関する文書について、たれらを寄守するために、重要検挙に応じて、保安規度がそのといて、自定は長のできる大変、3.次 文書等といったQMSに係る保安のために書すべき 経営の選集及び 経費といったQMSに係る保安のために書すべき 経費に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 2. 工婦又は事業所における発電用原子が施設に係る保安のために書すべき 経費と可用の子が 施設の選集及び 管理を行う者の 解務及び組織 変び各職位の職務内容が定められていること。 2. 工婦又は事業所における発電用原子が施設に係る保安のために言すべき 第3条 保安に関する組織 「一 指置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 第4条 保安に関する組織 「一 第5条 保安に関する職務 「一 第4条 保安に関する服務 「一 第4条 保安に関する服務 「一 第4条 保安に関する服務 「一 第4条 保安に関する服務 「一 第5条 保安に関する服務 「一 第6条 原子が主任技術者の 第6を 第6条 保安に関する服務 「一 第6条 原子が主任技術者の 第6条 第9条 第9条 第6条 第9条 第5条 保安に関する服務 「一 第6条 原子が主任技術者の 第6条 第9条 第7が主任技術者の 第70条 第7が主任技術者の 第70条 第7が主任技術者の 第70条 第7が主任技術者の 第70条 第7が主任技術者の 第70条 第9条 第7が主任技術者の 第70条 第9条 第7が主任技術者の 第70条 第7が主任技術者の 第26年 第10条 第9条 第7が主任技術者の 第26年 第10条 第10条 第10条 第10条 第10条 第10条 第10条 第10条	条第1項第2号 【品質マネジメ	は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の 8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を	第3条		_
について明確にされていること。この具体的な方法について保安 規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 4		及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等 の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理 の程度が把握できるように定められていること。また、その内容 は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理 的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた	第3条		-
領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、 要要医等にでして、保安規定及びその2次文書、3次文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。		について明確にされていること。この具体的な方法について保安 規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文	第3条		-
実用炉規則第 92		領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付	第3条		_
条第1項第3号 【発電用原子炉 施設の運転及び 管理を行う者の 職務及び組織】 2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために 講すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められている ること。 第4条 第5条 保安に関する職務 一 実用炉規則第92 条第1項第4号、 5号、6号 【発電用原子炉 主任技術者の職任について定められていること。 1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主 任技術者の適任について定められていること。 第9条 原子炉主任技術者の 運任 原子炉主任技術者の 運任 第3条 品質マネジメントシ 元テム計画 品質マネジメントシ 元テム計画 一 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の直移を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2 項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを 含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者 は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従ったとを 含め、同子が重任技術者が保安のために行う指示に従った。 を含む。について適切に定められていること。また、発電用原子 炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組 織上の位置付けがなされていること。また、発電用原子 第8条 原子力発電安全委員 会 第9条 原子力発電安全委員 会 第9条 原子が主任技術者の 運任 第6条 原子力発電安全委員 会 第9条 原子が主任技術者の 運任 「東月炉規則第92条領 委員会 第8条 原子が主任技術者の 運任 第10条 原子炉主任技術者の 運任 第10条 原子炉主任技術者の 運任 「東ア炉主任技術者の 運行 一 3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている こと。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 第9条 原子炉主任技術者の 運任 第6条 原子炉主任技術者の 運任 第7分 第9条 原子炉主任技術者の 運行			第11条		_
【発電用原子炉 施設の運転及び 管理を行う者の 職務及び組織】 2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために 講すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 第4条 保安に関する職務 - 第5条 保安に関する職務 - 第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。 第9条 原子炉主任技術者の選任について定められていること。 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉三とを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉三とできるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉三任技術者が保安のために行う指示に従事する者は、発電用原子炉三任技術者が保安のために行う指示に従事する者は、発電用原子炉三任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。また、発電用原子炉三任技術者の選任 第10条 原子炉主任技術者の選任 第10条 原子炉主任技術者の 選任 第10条 原子炉主任技術者の 監督に 東陸を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 第9条 原子炉主任技術者の選任	実用炉規則第 92	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき	第4条		-
 管理を行う者の職務及び組織】 実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号【発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。 第9条 原子炉主任技術者の選任について定められていること。 第9条 原子炉主任技術者の選任について定められていること。 2.発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉主យをで活かする者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。また、発電用原子炉主任技術者の選任 第8条 原子力発電安全委員会第9条第6条 原子力発電安全委員会第9条 第9条 原子力発電安全運営委員会第9条 第9条 原子が主任技術者の選任 第10条 原子が主任技術者の設任技術者の設任 第10条 原子が主任技術者の設任を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 		措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	_
職務及び組織】					_
条第1項第4号、5号、6号 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことを主任技術者の職務の範囲等】 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことを言いません。 第3条 品質マネジメントシステム計画 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことを言いません。 第3条 品質マネジメントシステム計画 第5条 保安に関する職務 ー 第5条 保安に関する職務 ー 第6条 原子力発電安全委員会 ー 第8条 原子力発電安全委員会員会 ー 第9条 原子炉主任技術者の選任 第10条 第10条 原子炉主任技術者の選任 第9条 第10条 原子炉主任技術者の選任 第10条 原子炉主任技術者の選任 第10条 原子炉主任技術者の選任 第10条 原子炉主任技術者の選任 第2条 原子炉主任技術者の選任 第2条 原子炉主任技術者の選任 第2条 原子炉主任技術者の選任 第5条 原子炉主任技術者の選任			第5条	保安に関する職務	_
主任技術者の職務の範囲等】 とができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 第5条 保安に関する職務 一第6条 原子力発電安全委員会 原子力発電安全委員会第8条 原子力発電安全運営委員会 第9条 原子力発電安全運営 「実用炉規則第92条第5条 関系・原子が主任技術者の選任第10条 原子が主任技術者の選任第10条 原子が主任技術者の職務等 第9条 原子が主任技術者の職務等 第9条 原子が主任技術者のこと。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 第9条 原子が主任技術者の選任	条第1項第4号、		第9条		_
は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 第8条 原子力発電安全運営委員会 1項第8号ホ関連】 第9条 原子炉主任技術者の選任 第10条 原子炉主任技術者の 選任 第10条 原子炉主任技術者の 強務等 3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 選任 第9条 原子炉主任技術者の 選任	主任技術者の職	とができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2	第3条		_
を含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子 炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。		含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者	第5条	保安に関する職務	_
 織上の位置付けがなされていること。 第 9 条 原子炉主任技術者の選任 第 10 条 原子炉主任技術者の職務等 3.特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 		を含む。) について適切に定められていること。また、発電用原子	第6条		_
選任 第 10 条 原子炉主任技術者の 中職務等 3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子 選任 選任			第8条	委員会	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ホ関連】
3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すこと 第9条 原子炉主任技術者の ー がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている 選任 こと。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子			第9条		_
がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている こと。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子				職務等	_
,		がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている こと。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子	第9条		_

	保安規定審査基準(実用炉)	ſ.	果安規定条文 	変更有無
	(H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正) 4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監	第3条	品質マネジメントシ	_
	督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業 法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲		ステム計画	
	及びその内容について適切に定められていること。また、電気主 任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切	第8条	原子力発電安全運営	【実用炉規則第92条第
		第9条の2	委員会 電気主任技術者およ	1 項第 8 号ホ関連】
	と。		びボイラー・タービ	
		第 10 条の	ン主任技術者の選任 電気主任技術者およ	_
		2	びボイラー・タービ ン主任技術者の職務	
			等	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・ター ビン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を	第8条	原子力発電安全運営 委員会	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ホ関連】
	図ることが定められていること。	第 10 条	原子炉主任技術者の 職務等	-
		第 10 条の	電気主任技術者およ	-
		2	びボイラー・タービン主任技術者の職務	
実用炉規則第 92	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事	第 131 条	等 所員への保安教育	
条第1項第7号	1. 発電用原子炉配成の運転及び管理を行う有(反榜を採掘する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安	第 131 条	請負会社従業員への	_
【保安教育】	教育実施方針が定められていること。		保安教育	
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計	第 131 条	所員への保安教育	_
	画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 と。	第 132 条	請負会社従業員への 保安教育	_
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状	第 131 条	所員への保安教育	
	況を確認することが定められていること。	第 132 条	請負会社従業員への	_
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関す	第 132 条	保安教育請負会社従業員への	_
	る業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育) 10 <u>2</u>	保安教育	
	を実施することが定められていること。			
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起	第 131 条	所員への保安教育	_
	こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、そ の見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 132 条	請負会社従業員への 保安教育	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 イからハまで	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 13 条	運転員等の確保	-
【発電用原子炉 施設の運転に関 する体制、確認	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 13 条の 2	運転管理業務	-
すべき事項、異状があった場合		第 15 条	運転管理に関する社	_
の措置等】	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められているこ	第 16 条	内標準の作成 引継	_
	と。			
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 13 条の 2	運転管理業務	-
		第 17 条	原子炉起動前の確認 事項	_
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発	第 18 条	火災発生時の体制の	_
	生時に講ずべき措置について定められていること。	第 18 条の	整備 内部溢水発生時の体	_
		2 第 18 条の	制の整備 火山影響等発生時の	_
		202	体制の整備	
		第 18 条の 3	その他自然災害発生 時等の体制の整備	_
		第 18 条の	有毒ガス発生時の体	_
		3 の 2 第 18 条の	制の整備	_
		4 第 18 条の	資機材等の整備 重大事故等発生時の	_
		5	体制の整備	
		添付 2	火災、内部溢水、火 山影響等、自然災害	_
			および有毒ガス発生時の対応に係る実施	
			基準 (第18条、第18	
			条の2、第18条の2 の2、第18条の3お	
			よび第 18 条の 3 の 2	
			関連)	

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	(1120. V. 1V 197AL \ 116. T. 1 PK # S S AL.)	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第18条の5および 第18条の6関連)	-
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 19 条	水質管理	=
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系	第20条	停止余裕	_
	(イ・光電用ボナゲ地設の重要な機能に関して、女主機能を有するボ 統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構	第 20 条	臨界ボロン濃度	
	成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制	第22条	減速材温度係数	
	限 (Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」とい	第 23 条	制御棒動作機能	
	う。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイラン			
	ス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要す	第 24 条	制御棒の挿入限界	_
	される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求さ	第 25 条	制御棒位置指示	=
	れる措置の完了時間 (Allowed Outage Time。以下「AOT」という。) が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提 条件又はその他の設計条件を満足するように定められているこ	第 26 条	炉物理検査 -モー ド1-	_
		第 27 条	炉物理検査 -モー ド2-	=
	٤.	第 28 条	化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	_
		第 29 条	原子炉熱出力	ı
	第 30 条	熱流束熱水路係数 (F _Q (Z))	_	
		第 31 条	核的エンタルピ上昇 熱水路係数 (F ^N ΔH)	_
	第 32 条	軸方向中性子東出力 偏差	Π	
	第 33 条	1/4 炉心出力偏差	=	
		第 34 条	計測および制御設備	-
		第 35 条	DNB比	-
		第 36 条	1 次冷却材の温度・	-
			圧力および 1 次冷却 材温度変化率	
		第 37 条	1 次冷却系 -モー ド3-	_
		第 38 条	1 次冷却系 -モー ド4-	_
		第 39 条	1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水)-	_
		第 40 条	1 次冷却系 -モード5(1 次冷却系非満水)-	I
		第 41 条	1 次冷却系 -モー ド 6 (キャビティ高 水位) -	_
		第 42 条	1 次冷却系 -モー ド 6 (キャビティ低 水位) -	_
		第 43 条	加圧器	=
		第 44 条	加圧器安全弁	=
		第 45 条	加圧器逃がし弁	=
		第 46 条	低温過加圧防護	_
		第 47 条	1次冷却材漏えい率	_
		第 48 条	蒸気発生器細管漏え い監視	-
		第 49 条	余熱除去系への漏え い監視	=
		第 50 条	1 次冷却材中のよう 素 131 濃度	_
		第 51 条	アキュムレータ	=
		第 52 条	非常用炉心冷却系 -モード1、2 および 3-	_
		第 53 条	非常用炉心冷却系 -モード4-	_
		第 54 条	燃料取替用水タンク	=
		第 55 条	ほう酸注入タンク	=
		第 56 条	原子炉格納容器	=
		第 57 条	原子炉格納容器真空逃がし系	=
		第 58 条	原子炉格納容器スプレイ系	_
		第 60 条	アニュラス循環系	ì
		第 61 条	アニュラス	=
		第 62 条	主蒸気安全弁	-
		第 63 条	主蒸気止弁	_
		第 64 条	主給水隔離弁、主給	=
i .			水制御弁および主給	

保安規定審査基準 (実用炉) (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
,	第 65 条	主蒸気逃がし弁	=
	第 66 条	補助給水系	=
	第 67 条	復水タンク	=
	第 68 条	原子炉補機冷却水系	_
	第 69 条	原子炉補機冷却海水	=
	7,4 55 714	系	
	第 70 条	制御用空気系	=
	第71条	中央制御室非常用循	_
		環系	
	第 72 条	安全補機室空気浄化	_
		系	
	第 73 条	外部電源	_
	第 74 条	ディーゼル発電機	_
		ーモード 1、2、3 お	
		よび4-	
	第 75 条	ディーゼル発電機	
		ーモード 1、2、3 お	
		よび4以外-	
	第 76 条	ディーゼル発電機の	=
		燃料油、潤滑油およ	
	等 77 A	び始動用空気	
	第 77 条	非常用直流電源	_
		モード 1、2、3 およ	
	## 70 A	び4-	
	第 78 条	非常用直流電源 ー	_
		モード 5、6 および照 射済燃料移動中-	
	第70 冬	所内非常用母線 -	
	第 79 条	別 内 非 吊 用 母 様 -	_
		び4-	
	第 80 条	所内非常用母線 -	_
	分00米	モード 5、6 および照	
		射済燃料移動中一	
	第 81 条	1 次冷却材中のほう	_
	37 01 7	素濃度 -モード 6	
	第 82 条	原子炉キャビティ水 位	=
	第 83 条	原子炉格納容器貫通 部	-
	第 84 条	使用済燃料ピットの 水位および水温	_
	第 85 条	重大事故等対処設備	_
	第86条	1 次冷却系の耐圧・	
	匆00米	漏えい検査の実施	
	第 86 条の 2	安全注入系逆止弁漏 えい検査の実施	_
8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認 (以下「実条件性能確認」という。) するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施	第 87 条	運転上の制限の確認	-
する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの 取扱い等が定められていること。 9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判	第 88 条	運転上の制限を満足	_
断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		しない場合	
10. LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 90 条	運転上の制限に関す る記録	-
11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監 視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的	第 13 条の 2	運転管理業務	_
対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定め られていること。	第 91 条	異常時の基本的な対応	=
	第 92 条	異常時の措置	_
	第 93 条	異常収束後の措置	_
	添付 1	異常時の運転操作基	_
1		準 (第 92 条関連)	

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	f:	果安規定条文	変更有無
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 89 条	予防保全を目的とし た点検・保修を実施 する場合	_
		第 12 条	構成および定義	_
		第 19 条の 2	原子炉冷却材圧力バ ウンダリ隔離弁管理	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2	原子炉の運転期間	_
一 【発電用原子炉 の運転期間】	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 97 条	燃料の取替等	-
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	_	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	_
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	_	〔手続きに関する事 項であり、保安規定 には、記載なし〕	_
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う 長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなってい ること。	_	〔運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし〕	_
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第5 5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	=	〔運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし〕	-
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した 影響評価の結果が説明書に記載されていること。	_	[運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし]	_
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	_	〔運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし〕	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施 設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及	第6条	原子力発電安全委員 会	_
ホ【発電用原子 炉施設の運転の 安全審査】	び審議事項について定められていること。	第8条	原子力発電安全運営 委員会	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【管理区域、保	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するため の措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項 が定められていること。	第 105 条 の 2	管理区域の設定・解 除	_
全区域及び周辺 監視区域の設定 等】		添付 4	管理区域図(第 105 条の2および第106条 関連)	-
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域 及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射	第 106 条	管理区域内における 区域区分	_
	性物質濃度の基準値が定められていること。	添付 4	管理区域図 (第 105 条の2および第106条 関連)	_
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 107 条	管理区域内における 特別措置	_
	i	<u> </u>	I.	1

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25, 6, 19 制定、R2, 4, 1 最終改正)	1	保安規定条文	変更有無
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	_
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 108 条	理 管理区域への出入管 理	_
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守 させる措置が定められていること。	第 109 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に 講ずべき事項が定められていること。	第 116 条 第 117 条	管理区域外等への搬 出および運搬 発電所外への運搬	_
-	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められて	第 110 条	保全区域	_
	いること。	添付 5	保全区域図(第 110 条関連)	_
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視 区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 111 条	周辺監視区域	_
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 118 条	請負会社の放射線防 護	-
-		第 119 条	頻度の定義	_
実用炉規則第 92 条第1項第10号	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定 等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその	第 101 条	放射性液体廃棄物の 管理	【実用炉規則第 92 条 第 1 項第 14 号関連】
【排気監視設備 及び排水監視設	使用方法が定められていること。	第 102 条	放射性気体廃棄物の 管理	【実用炉規則第92条 第1項第14号関連】
備】	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	_	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	_
実用炉規則第 92 条第1項第11号 【線量、線量当 量、汚染の除去	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えない ための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められている こと。	第 112 条	放射線業務従事者の 線量管理等	-
等】	2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した 放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as	第2条	基本方針	_
	reasonablyachievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 105 条	放射線管理に係る基 本方針	-
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面 汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 113 条	床・壁等の除染	_
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 114 条	外部放射線に係る線 量当量率等の測定	_
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等 を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 116 条	管理区域外等への搬 出および運搬	-
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業	第 116 条	管理区域外等への搬 出および運搬	-
	所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。 なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する 事項と併せて定められていてもよい。	第 117 条	発電所外への運搬	_
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	_	〔クリアランス規定 は、採用していない ため、保安規定に記 載なし〕	_
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、 「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに ついて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5 月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-	第 100 条 の 3	放射性廃棄物でない 廃棄物の管理	-
	月27日原十刀安全・保安院制定 (NISA-IIIa-08- 1))) を参考として定められていること。なお、この事項は、放 射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放 射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 100 条 の 4	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-
	O NY NA LLA L. Refer L. co. L. V. L. L. L. A. L. A. R. L. Este L. L. V. Co. L. L. L. C. C. C. L.	第 104 条	頻度の定義	_
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 105 条 の 2	管理区域の設定・解除	_

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	第 106 条	管理区域内における 区域区分	-
		第 109 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
		第 113 条	床・壁等の除染	=.
		第 116 条	管理区域外等への搬 出および運搬	=
		添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の 5および第18条の6	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以 下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにそ	第 103 条	関連) 放出管理用計測器の 管理	=
未第1 頃第12 号 【放射線測定器 の管理及び放射 線の測定の方	の使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。	第 115 条	放射線計測器類の管理	_
法】	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理 方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と 併せて定められていてもよい。	_	[1.の記載箇所につい ての説明であり、保 安規定には記載なし]	-
実用炉規則第 92	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済	第 94 条	新燃料の運搬	_
条第1項第13号	燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置そ	第 95 条	新燃料の貯蔵	=
【核燃料物質の	の他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設におけ	第 98 条	使用済燃料の貯蔵	_
受払、運搬、貯 蔵等】	る貯蔵の条件等が定められていること。	第 99 条	使用済燃料の運搬	_
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する 行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関	第 94 条	新燃料の運搬	_
	することが定められていること。なお、この事項は、第11号又 は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていても よい。	第 99 条	使用済燃料の運搬	-
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 97 条	燃料の取替等	-
実用炉規則第 92 条第1項第14号 【放射性廃棄物 の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並び に運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められているこ と。	第 100 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	-
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又 は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行 為の実施体制が定められていること。	第 100 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	_
		第 100 条 の 5	輸入廃棄物の管理	-
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に係る体 制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項 は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定 められていてもよい。	第 100 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	-
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の 管理	有
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 102 条	放射性気体廃棄物の 管理	有
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 114 条の 2	平常時の環境放射線 モニタリング	=
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが 定められていること。	第2条	基本方針	
		第 100 条	放射性廃棄物管理に 係る基本方針	-
			r	
		第 104 条	頻度の定義	=
実用炉規則第 92	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められ	第 104 条 第 121 条	原子力防災組織	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められ ていること。			
		第 121 条	原子力防災組織	_

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 123 条	原子力防災資機材等 の整備	_
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報 することが定められていること。	第 124 条 第 126 条	通報経路通報	_ _
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別 措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業 者防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災組織	_
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及 び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 127 条	原子力防災体制等の 発令	_
		第 128 条 第 129 条	応急措置 緊急時における活動	_ _
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 122 条 の 2	緊急作業従事者の選定	_
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 129 条 の 2	緊急作業従事者の線 量管理等	_
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 130 条	原子力防災体制等の 解除	_
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 125 条	原子力防災訓練	_
実用炉規則第 92 条第1項第16号 【設計想定事象	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	_	-	_
等に係る発電用 原子炉施設の保 全に関する措 置】	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	_	-	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他	第 18 条	火災発生時の体制の 整備	_
	消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	添付 2	火災、内部溢水、火 山影響等、自然災害 および有毒ガス発生 時の対応に係る実施 基準(第18条、第18 条の2、第18条の2 の2、第18条の3 よび第18条の3の2 関連)	_
	ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の 体制の整備	_
	② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	添付 2	火災、内部溢水、火 山影響等、自然災害 および有毒ガス発生 時の対応に係る実施 基準(第18条、第 18条の2、第18条の 2の2、第18条の3 および第18条の3の 2関連)	_
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	_

保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	(!	R安規定条文	変更有無
② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	添付3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第18条の 5および第18条の6 関連)	_
二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するた	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の 体制の整備	_
めの対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	添付3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の 5および第18条の6 関連)	_
(2)(1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	_	[以下参照]	_
イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。		[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正 (R1.10.2) であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-
ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処すること を妨げるものでないこと。		[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正 (R1.10.2) であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	_
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及 び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時に おける発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行 う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上 定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに 当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)に同 じ]	[(1)に同じ]	-
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源 車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照	第 18 条	火災発生時の体制の 整備	
明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けるこ と。	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体 制の整備	_
	第 18 条の 2 の 2 第 18 条の 3 第 18 条の 3 の 2	火山影響等発生時の 体制の整備 その他自然災害発生 時等の体制の整備 有毒ガス発生時の体 制の整備	_
	第 18 条の 4 第 18 条の	資機材等の整備 重大事故等発生時の	_
	第 18 条の	生代事故等発生時の 体制の整備 大規模損壊発生時の	_
	6	体制の整備	

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	1	保安規定条文	変更有無
	(1120. 0. 10 11) A. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	添付 2	火災、内部溢水、火 山影響等、自然災害 および有毒ガス発生 時の対応に係る実施 基準(第18条、第 18条の2、第18条の 2の2、第18条の3 および第18条の3の 2関連)	-
		添付3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の 5 および第18条の6 関連)	-
	(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な 体制を整備すること。	[(1)に同 じ]	[(1)に同じ]	-
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正 (R1.10.2) であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-
実用炉規則第 92	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成	第 133 条	記録	-
条第1項第17号 【記録及び報告】	し、管理することが定められていること。その際、保安規定及び その下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するた めの措置が定められていること。	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に 関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除 く。)が定められていること。	第 133 条	記録	-
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定め	第 134 条	報告	_
	られていること。	第10条	原子炉主任技術者の 職務等	-
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 134 条	報告	_
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に 明記されていること。	第 134 条	報告	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並び にこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用	第 14 条	巡視点検	-
【発電用原子炉施設の施設管	前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用 ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25	第 120 条	施設管理計画	_
理】	日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。	第 120 条 の 2	設計管理	-
		第 120 条 の 3	作業管理	_
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第 120 条 の 6	原子炉施設の経年劣 化に関する技術的な 評価および長期施設 管理方針	-
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉について は、長期施設管理方針が定められていること。	添付 6	長期施設管理方針 (第120条の6関 連)	-
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	_	〔手続きに関する事 項であり保安規定に は記載なし〕	_
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉 施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載され ていること。	添付 6	長期施設管理方針 (第120条の6関連)	-
<u> </u>		0		

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	ſ	呆安規定条文	変更有無
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 120 条 の 4	使用前事業者検査の 実施	_
		第 120 条 の 5	定期事業者検査の実 施	=
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された 燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認す ること、燃料使用の可否を判断すること等が定められているこ と。	第 96 条	燃料の検査	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【技術情報の共 有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた 保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡 会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者 と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措 置が定められていること。	第 120 条	施設管理計画	1
実用炉規則第 92 条第1項第20号 【不適合発生時	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生 した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_
の情報の公開】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録 等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_
実用炉規則第 92 条第1項第21号 【その他必要な	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	_
事項】	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	-

(2)第2編(1,2号炉)

	保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第3項第1号 【関係法令及び 保安規定の遵守 のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。	第 138 条第 139 条	関係法令および本規 定の遵守 品質マネジメントシ ステム計画	_
	特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第 138 条	関係法令および本規 定の遵守	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 2 号 【品質マネジメントシステム】	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第139条	品質マネジメントシ ステム計画	
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第 139 条	品質マネジメントシ ステム計画	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 3 号 【廃止措置に係 る品質マネジメ ントシステム】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第 139 条	品質マネジメントシ ステム計画	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 4 号 【廃止措置を行 う者の職務及び	1)本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電 用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び 各職位の職務内容が定められていること。	第 140 条第 141 条	保安に関する組織 保安に関する職務	
組織】	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第 144 条	廃止措置主任者の選任	【実用炉規則第 92 条第 3 項第 4 号関連】
	ii. 廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第 145 条	廃止措置主任者の職 務等	_

	保安規定審查基準(廃止措置)	1		変更有無
	(H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正) iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者 の指導・助言を尊重すること。	第 145 条	廃止措置主任者の職 務等	_
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模 や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様である ことを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任 者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織 による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にする こと。	ı	〔補佐組織を設置していないため、保安 規定に記載なし〕	-
	v.廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模 等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であ ることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主 任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げな い。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置につい ては、「i.廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様 の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受 けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当 該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発 電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安 規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定に よる当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要 しない。	第 144 条	廃止措置主任者の選任	有
実用炉規則第 92 条第 3 項第 5 号 【廃止措置を行 う者に対する保 安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第 201 条第 202 条	所員への保安教育 請負会社従業員への 保安教育	-
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 201 条第 202 条	所員への保安教育 請負会社従業員への 保安教育	-
	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 201 条 第 202 条	所員への保安教育 請負会社従業員への 保安教育	<u> </u>
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 202 条	請負会社従業員への 保安教育	-
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起	第 201 条	所員への保安教育	_
	こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、そ の見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 202 条	請負会社従業員への 保安教育	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 6 号 【発電用原子炉 の運転停止に関 する恒久的な措	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1)発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第 151 条	原子炉の運転停止に 関する恒久的な措置	-
置】 ※廃止措置対象 施設に核燃料 物質が存在し	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他 の位置に切り替えないこと。		〔原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし〕	_
ない場合を除 く。	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第 151 条	原子炉の運転停止に 関する恒久的な措置	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 7 号 【発電用原子炉	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施 設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及 び審議事項について定められていること。	第 142 条	原子力発電安全委員会	_
施設の運転の安 全審査】		第 143 条	原子力発電安全運営 委員会	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 8 号 【管理区域、保	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するため の措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項	第 172 条 の 2	管理区域の設定・解除	_
全区域及び周辺 監視区域の設定 並びに立入制 限】	が定められていること。	添付 4	管理区域図 (第 105 条の2および第106条 関連)	_
		添付 7	管理区域図(第 172 条の2および第173条 関連)	_

	保安規定審查基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	1	保安規定条文	変更有無
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 173 条	管理区域内における 区域区分	-
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 174 条	管理区域内における 特別措置	-
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 175 条	管理区域への出入管 理	_
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 175 条	管理区域への出入管 理	_
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守 させる措置が定められていること。	第 176 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に 講ずべき事項が定められていること。	第 183 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_
		第 184 条	発電所外への運搬	_
	8)保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 177 条 添付 8	保全区域 保全区域図 (第 177 条関連)	_
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視 区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定めら れていること。	第 178 条	周辺監視区域	_
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要 事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 185 条	請負会社の放射線防 護	_
		第 186 条	頻度の定義	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 9 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定	第 168 条	放射性液体廃棄物の 管理	【実用炉規則第 92 条 第 3 項第 13 号関連】
采泉3項第9号 【排気監視設備 及び排水監視設備】	1) 放射性気体廃棄物及い放射性液体廃棄物の放出物員優長の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 169 条	管理 放射性気体廃棄物の 管理	(東用炉規則第 92 条 第 3 項第 13 号関連】
実用炉規則第 92 条第 3 項第 10 号 【線量、線量当 量、汚染の除去 等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第 179 条	放射線業務従事者の 線量管理等	-
	2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した 放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low asreasonably	第 136 条	基本方針	-
	achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 172 条	放射線管理に係る基 本方針	_
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等 を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 183 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 180 条	床・壁等の除染	_
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測 定に関する事項が定められていること。	第 181 条	外部放射線に係る線 量当量率等の測定	-
	6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除 く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業	第 183 条	管理区域外等への搬 出および運搬	-
	所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。 なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事 項と併せて定められていてもよい。	第 184 条	発電所外への運搬	-
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13) における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 166 条	放射性廃棄物でない 廃棄物の管理	-

	保安規定審査基準(廃止措置)	1	果安規定条文	変更有無
	(H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正) 8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性	=	[クリアランス規定 は、採用していない ため、保安規定に記 載なし]	-
	物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが 定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分 け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関 する事項と併せて定められていてもよい。			
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 172 条 の 2	管理区域の設定・解 除	_
		第 173 条	管理区域内における 区域区分	_
		第 176 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
		第 180 条 第 183 条	床・壁等の除染 管理区域外等への搬 出および運搬	<u> </u>
実用炉規則第 92 条第 3 項第 11 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以	第 170 条	放出管理用計測器の管理	_
【放射線測定器 の管理及び放射 線の測定の方 法】	下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。	第 182 条	放射線計測器類の管 理	ı
	2)放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理 方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せ て定められていてもよい。		[1. の記載箇所につい ての説明であり、保 安規定には記載なし]	T
実用炉規則第 92	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 161 条	新燃料の運搬	有
条第 3 項第 12 号	1)核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業	第 162 条	新燃料の貯蔵	有
【核燃料物質の 受払い、運搬、	所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並び	第 163 条	使用済燃料の貯蔵	_
貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	に使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 164 条	使用済燃料の運搬	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号 【放射性廃棄物 の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすため の放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定 項目及び頻度が定められていること。	第 169 条	放射性気体廃棄物の 管理	有
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度 の測定項目及び頻度が定められていること。	第 168 条	放射性液体廃棄物の 管理	有
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 181 条 の 2	平常時の環境放射線 モニタリング	_
	4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが 定められていること。	第 136 条	基本方針	_
		第 165 条	放射性廃棄物管理に 係る基本方針	_
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並び に運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められているこ と。	第 165 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	-
	6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又 は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行 為の実施体制が定められていること。	第 165 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	-
		第 167 条 の 2	輸入廃棄物の管理	
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に係る体 制が構築されていることが明記されていること。 なお、この事項 は、(10) 及び(12) における運搬に関する事項と併せて定め られていてもよい。	第 165 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	_
		第 171 条	頻度の定義	_
実用炉規則第 92	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 189 条	原子力防災組織	-
条第3項第14号	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められ	第 190 条	原子力防災要員	_
【非常の場合に 講ずべき処置】	ていること。	第 192 条	原子力防災資機材等	_
再り、こと地直】			の整備	

	保安規定審查基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	1	呆安規定条文	変更有無
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 149 条	廃止措置管理に関す る社内標準の作成	_
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 193 条 第 195 条	通報経路通報	
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別 措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業 者防災業務計画によることが定められていること。	第 189 条	原子力防災組織	-
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及 び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 196 条 第 197 条	原子力防災体制等の 発令 応急措置	_
	6)次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第198条	緊急時における活動 緊急作業従事者の選 定	
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 199 条	緊急作業従事者の線 量管理等	_
	8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 200 条	原子力防災体制の解 除 	=
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 194 条	原子力防災訓練	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【設計想定事第 等に対する発配 用原子炉施設の 措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は 法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則し た対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置 を講ずることが定められていること。	=	_	_
	i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項	第 152 条	地震・火災等発生時 の措置	_
	(研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる事象を除く。)を含めること。	第 153 条	電源機能等喪失時等 の体制の整備	_
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止そ の他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する こと。	第 152 条	地震・火災等発生時の措置	_
	ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下 「火山影響等」という。) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能 を維持するための対策に関すること。	第 153 条	電源機能等喪失時等の体制の整備	-
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化 及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故 等」という。) 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する 燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他の			
	テロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。			

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	1	R安規定条文	変更有無
	 ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 			
実用炉規則第 92	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 203 条	記録	_
条第 3 項第 16 号、17号 【発電用原子炉 施設及び廃止措 置に係る保安に	1)発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 139 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
関する適正な記録及び報告】	2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第 203 条	記録	-
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 204 条 第 145 条	報告 廃止措置主任者の職	_ _
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各	第 204 条	務等 報告	_
	号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	ж 204 ж	W.C.	
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に 明記されていること。	第 204 条	報告	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並び	第 148 条	巡視	_
【発電用原子炉 施設の施設管	にこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用 前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用	第 187 条	施設管理計画	-
理】	ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25 日原子力規制委員会決定)を参考として定められていること(廃 止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設	第 187 条 の 2	設計管理	_
	管理を含む。)。	第 187 条 の 3	作業管理	_
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定 められていること。	第 187 条 の 4	使用前事業者検査の 実施	-
		第 187 条 の 5	定期事業者検査の実 施	=
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 【保安に関する 技術情報につい ての他の発電用 原子炉設置者と の共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保 安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等 の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自 らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されて いること。	第 187 条	施設管理計画	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 【不適合に関す る情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生 した場合の公開基準が明確に定められていること。	第 139 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
	2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録 等に必要な事項が定められていること。	第 139 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
実用炉規則第 92	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要や事項が記録されていること	第 146 条	構成および定義	_
条第3項第21号 【廃止措置の管 理】	いて、必要な事項が記録されていること。	第 147 条 第 147 条 の 2	運転員の確保 運転管理業務	-
×±1		第 149 条	廃止措置管理に関す る社内標準の作成	_
		第 150 条	引継	_
		第 152 条	地震・火災等発生時 の措置	_

	保安規定審査基準(廃止措置)	,,		変更有無
	(H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	1>	术女规止采义	変 史 有 無
		第 154 条	安全貯蔵措置	_
		第 155 条	工事の計画および実 施	有
		第 155 条 の 2	解体撤去物の管理	有
		第 155 条 の 3	保管エリアの管理	有
		第 156 条	工事完了の報告	-
		第 157 条	使用済燃料ピットの 水温	_
		第 158 条	施設運用上の基準の確認	-
		第 159 条	施設運用上の基準を 満足しない場合	_
		第 160 条	施設運用上の基準に 関する記録	_
		第 165 条 の 2	放射性固体廃棄物の 管理	_
		第 166 条	放射性廃棄物でない 廃棄物の管理	_
		第 167 条	事故由来放射性物質 の降下物の影響確認	_
		第 168 条	放射性液体廃棄物の 管理	【実用炉規則第 92 条 第 3 項第 13 号関連】
		第 169 条	放射性気体廃棄物の 管理	【実用炉規則第 92 条 第 3 項第 13 号関連】
		第 203 条	記録	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 22 号 【その他必要な 事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用 原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 135 条	目的	有
	2)保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 135 条	目的	【実用炉規則第92条第3項第22号関連】

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項目	説明内容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容 を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。○「<u>黒字(赤下線)</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○保安規定及び社内規定文書(2次文書等)他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書(2次文書等)を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書(2次文書等)の具体的な記載内容を記載 する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

	実用発電用原子炉及びその附属施				社内規定文書
関連する実用炉規則	設における発電用原子炉施設保安 規定の審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十 四第一項の規定による保安規定の認 可を受けようとする者は、認可を受 けようとする工場又は事業所ごと に、次に掲げる事項について保安規 定を定め、これを記載した申請書を 原子力規制委員会に提出しなければ ならない。					
四 発電用原子炉主任技術者の職務の 範囲及びその内容並びに発電用原子 炉主任技術者が保安の監督を行う上 で必要となる権限及び組織上の位置 付けに関すること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、 5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務 の範囲等】				
五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一母がら第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及の監督を行う上で必要となる権限及の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。					
ホポイラー・ターピン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同辞第四十四条第一項第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。					
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安 の監督の責務を十分に果たすこ とができるようにするため、原子 炉等規制法第43条の3の26第2 頃において準用する第42条第1 頃に規定する要件を満たすこと を含め、職務範囲及びその内容 (発電用原子炉の運転に従事す る者は、発電用原子炉ご転技術者 が保安のために行う指示に従う ことを含む。)について適切に定 められていること。また、発電用 原子炉主任技術者が保安の監督 を適切に行う上で、必要な権限及 を適切に行う上で、必要な権限及 で組織上の位置付けがなされて	第8条 (原子力発電安全運営委員会) [実用炉規則第92条第1項第8号示] (後述) にて整理] 第3条 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 (保安に関する職務) 第6条 (原子力発電安全委員会) 第9条 (原子が主任技術者の選任) 第10条 (原子が主任技術者の選任)	第8条の変更については、発電用原子炉主任技術者の職務範囲およびその内容を変更しないことから、審査基準に影響なし。		

	华田四分 2007 日近 7 田田 条田 丑	少年子 D 语类型 个 超			##
言葉とは、一大田	美用発電用原子炉及びその附属施書ですが、数乗用面と近本語の				任内規定又書
闽連する美用炉規則	設における発電用原士炉施設保女 規定の審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	ルること。 4. 電気主任技術者及びボイラー・ 4. 電気主任技術者及びボイラー・ 4. 電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことが できるようにするため、電気事業 法第43人では現定する要件を満たすことを含め、職務範囲 及びその内容について適切に定められていること。また、電気 在技術者及びボイラー・ターピン 主任技術者が保安の監督を適切 に行う上で、必要な権限及び組織 上の位置付けがなされていること。 との位置付けがなされていること。 との位置付けがなされていること。 との位置付けがなされていること。	第8条 (原子力発電安全運営委員会) [集用炉規則第92条第1項第8号本] (後述) にて整理] 第3条 (品質マネジメントシステム計画) 第9条の2 (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任) 第10条の2 (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者のの職務等) [変更なし]	 ・第8条の変更については、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務範囲およびその内容を変更しないことから、審査事に影響なし。 ・第8条の変更について、第8条の変更について 		
Y → T Bill → 1 → \$250, → "District → 1 A → 1 District → 1			- 3-0 米の久々にひい、 は、発電用原子炉主任 技術者、電気主任技術 者およびボイラー・タ ーピン主任技術者の相 互の職務についての情 報共有および意思疎通 を図ることに係る変更 ではなく、審査基準に 影響なし。		
ハ 発電用原子炉施設の連転に関する ことであって、次に掲げるもの ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審 査に関すること。	実用炉規則第92条第1項第8号ボ 【発電用原子炉施設の運転の安全 審査】				
	1. 発電用原子炉施設の保安に関する 高重要事項及び発電用原子炉施 設の保安運営に関する重要事項 を審議する委員会の設置、構成及 び審議事項について定められて いること。	(原子力発電安全運営委員会) 第8条 発電所に原子力発電安全運営委員会(以下、「運営委員会」 という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次 の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしく はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に 該当しない。 (中略) (6) 改造の実施に関する事項(第2編第155条第2項に関する事 項を含む) (以下略) 第6条(原子力発電安全委員会)	・廃止措置工事の3号炉への影響の有無を3号炉向から確認する記載を追加する。	○ 二 通 た ケ 連 治	○内部コミュニケーション通達 (2次文書) に紐づく3次文書に おいて、廃止措置工事の3号垣へ の影響の有無を3号垣側から確認 する記載を追加する。
十 排気監視設備及び排水監視設備に 関すること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】				
	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体 体廃棄物の放出物質濃度の測定 等の放出管理に係る設備の設置 及び機能の維特の方法並びにそ の使用方法が定められているこ と。	第101条 (放射性液体廃棄物の管理) 第102条 (放射性気体廃棄物の管理) [実用炉規則第92条第1項第14号] (後述) にて整理]	・第101条および第1 02条の変更について は、放出管理に係る設 備の設置および機能の 維持の方法ならびにそ の使用方法に係る変更 ではなく、審査基準に		

补内揭定文書			度 ○放射性廃棄物管理通達(2次文書)に細づく社内規定文書において、放射性液体廃棄物の放出管理 日標値および基準値について第1 編(3号炉)と第2編(1号炉お よび2号炉)で値別に記載する。	度 ○放射性廃棄物管理通達(2次文書)に組づく社内規定文書において、放射性気体廃棄物の放出管理目標値について第1編(3号炉)と第2編(1号炉および2号炉)で個別に記載する。
	該当規定文書		○放射性廃棄 物管理通達 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	○放射性廃棄 物管理通達 1000000000000000000000000000000000000
	記載の考え方	影響なし。	・1, 2 号 存廃止 措置第 2 段階において発生する放射性液体廃棄物の 管理すべき核種が3 号 竹と異なるため、放出 皆理の目標値および基 準値を第1編(3 号炉) び2 号炉)で個別に設 だする。	
原子何施黔保安排定	記載すべき内容		(放射性液体廃棄物の管理) 第101条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射 線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路非水中の 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の 放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視医域外 における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。) の放出量が、表101-1に定める放出管理目標値を超えないように 当、放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放 出量が、表101-2に定める放出管理の基準値を超えないように 努める。 表101-1 度める頻度で測定する。 表101-2 次射性液体廃棄物 放出管理目標値 第 8 101-2 次射に1-2 次射に101-2 次が分を。。 表101-2 次射に101-2 次が分を強度で測定する。 表101-2 次射性液体廃棄物 が出管理目標値 (トリチウムを除く。) 表101-2 次が対性液体廃棄物 が対性液体廃棄物 が出管理の基準値 (トリチウムを除く。) 表101-2 次が対性液体廃棄物 が出管理の基準値 (トリチウムを除く。) 表101-2	(放射性気体廃棄物の管理) 第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を 放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示 寸排気筒等より放出する。 2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 0. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 1. 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外 の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺 監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 指気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放 出管理目標値を超えないように努めること。 3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に 定める頻度で測定する。ただし、第106条第1項(1)に定める区 は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区 域等における換気は、この限りでない。 (1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法 令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
実用発電用原子炉及びその附属施	設における発電用原子炉施設保安 規定の審査基準	実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 放射性廃棄物の廃棄]	4. 放射性液体磨棄物の放出簡所、 放射性液体磨棄物の放出管理目 標値及び基準値を満たすための 放出管理方法並びに放射性液体 廃棄物の放出物質濃度の測定項 目及び頻度が定められているこ と。	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、 放射性気体廃棄物の放出管理目 標値を満たすための放出量管理 方法並びに放射性気体廃棄物の 放出物質濃度の測定項目及び頻 度が定められていること。
	関連する実用炉規則	十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は 事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。		

原子炉施設保安規定	記載すべき内容 記載の考え方 該当規定文書 記載内容の概要	に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えて いないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中 の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるお それがない場合は、この限りでない。		・1,2号/序座上措置第	(3号炉) 2 段階において発生す 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3	る放射性気体廃棄物の	1.0×10 ¹⁵ Ba/年 管理すべき核種が3号	2.5×10 ¹⁰ Bg/年	管理の目標値を第1編	(以下點) (345) (345) (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (3 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	号炉および2号炉)で	
a 施		に定める頻度で測定し、法令に定める いないことを確認する。ただし、換象 の放射性物質濃度が法令に定める管 それがない場合は、この限りでない。	表102-1	海 日 放出	п	放射性気体廃棄物	- Aガス 1.0×	よう素131 2.5×				
実用発電用原子炉及びその附属施	設における発電用原子炉施設保安 規定の審査基準											
	関連する実用炉規則											

		少用 字 出來 訳 化 來 用 來 出 來 用 來 出 來 出 來 出 來 出 來 出 來 出 來 出		4. 人田 一
関連する実用炉規則	焼工有量は増め、発電用原子が施設 における保安規定の審査基準	が丁アس政体文院た記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書	
(保安規定) 第九十二条 (略) 3 法第四十三条の三の三十四第二項 の認可を受けようとする者は、当該 認可の日までに、当該認可を受けよ うとする廃止措置計画に定められて いる廃止措置を実施するため、法第 四十三条の三の二十四第一項の規定 により認可を受けた保安規定につい て次に掲げる事項を追加し、又は変 買した保安規定の認可を受けなけれ ばならない。これを変更しようとす				
四 廃止措置を行う者の職務及び組織 に関すること。	実用炉規則第 92 条第 3 項第 4 号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】			
	2) 路止指直王仕者の選任に関する こと 廃止措置に係る保安の監督に 関する責任者(以下「廃止措置主 任者」という。)として、核燃料 物質や放射性廃棄物の取扱い及 び管理に関する専門的知識及び 実務経験を有する者を廃止措置 の段略に応じて配置するにとが、 その職務及び責任範囲と併せて 定められていること。また、廃止 措置主任者が保安の監督を適切 に行う上で、必要な権限及び組織 上の位置付けがなされていること。 底上措置主任者が保安の監督を適切 に行う上で、必要な権限及び組織 をこの際、以下の事項を考慮す ること。 格に持置主任者は、原子の配置を適切 に行う上で、必要な権限及び組織 重に関すること 廃止措置主任者の選任及び配 置い関すること 所入でと、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 を を がの存して、 を を が を が を が を が を が を が を が を が を が	第144条 (廃止措直王仕者の選任) [実用炉規則第92条第3項第4号] (後述) にて整理]	 ・ 39 1 4 4 %の後度については、廃止措置主任者の選任および配置に 係る変更ではなく、審 直基準に影響なし。 	
	v. 廃止措置主任者の代行者の選 任及び配置 廃止措置の対象となる発電用 原子炉施設については、その規模 等や当該施設を設置する工場又 は事業所の組織規模等が多様で あることを勘案し、個々の原子炉 設置者の判断により、廃止措置主 任者の代行者をあらかじめ選任	(廃止措置主任者の選任) 第144条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当た り必要な知識を有することを所長が認めた者であって、次の各号の 業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任する。 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉加速に関する業務 (3) 原子炉加設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業 務		

発止指置段階の発電用原子炉施設になける保存相定の審本基準
実用炉規則第 92 条第 3 項第 9 号 【排気監視設備及び排水監視設備】
1) 放射性気体廃棄物及び放射性液 体廃棄物の放出物質濃度の測定 等の放出管理に係る設備の設置 及び機能の維持の方法並びにそ の使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 方法については、施設全体の管理 た、これらの設備のうち放射線測 定に、あるの使用方法につい ては、施設全体の管理方法につい ては、施設全体の管理方法につい ないてもよい。ま た、これらの設備のうち放射線 測定器の管理及び放射線の測定 の方法に関する事項と併せて定 の方法に関する事項と併せて定
集用炉規則第 92 条第 3 項第 12 号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵 その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質 が存在しない場合を除く。
1) 核燃料物質の工場又は事業所内 (新燃料の運搬) における運搬及び工場又は事業 第161条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す所の外における運搬及び工場又は事業所においった。 第161条 原子燃料課長は、新燃料を運搬及び日本のでは、 第2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運行る新燃料の運搬及び貯蔵立び、 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料を運搬する場合は、運搬性を引放さる措置を講ずること及び貯蓄には、 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料・取役間すると。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講ざること。 (4) 新燃料が臨界に達しない措置を講でること。 (5) 補助建屋クレーン、新燃料・取扱関備を使用すること。 (5) 補助・2000 を対していること。 (2) 補助・2000 を対していること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講でること。 (4) 新燃料が臨界に達しない場であるとと。 (4) 新燃料が臨界に違いない情であるとと。 ない、新燃料・2000 を除いていること。 ない、対定められていること。 ない、対しないの重視には、(10) 及び(1) とび(1) とび(1) との事項は、(10) 及び(1)

补内拥定文書	対当規定文書 記載内容の概要			の放射性廃棄 ○放射性廃棄物管理通達(2次文物管理通達 ま)に組づく社内規定文書において、放射性気体廃棄物の放出管理 目標値について第1編(3号炉) と第2編(1号炉および2号炉) で個別に記載する。
		藤 巻 本 2 4 元 3 4 元 3 4 元 3 4 元 3 4 元 3 5 4 7 4 7 4 7 4 7 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7		○
	記載の考え方	・2 公路 なるので 地域の 女性 を とり を とり を とり を とり を 用 配 の を 乗 に 、 茶 醴 別 徳 別 巻 記 巻 醴 別		
原子炉 斯敦保安排定	記載すべき内容	(新燃料の貯蔵) 第162条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を 遵守する。 (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下、「貯 蔵施設」という。)に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨およ び貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 補助建セクレーン、新燃料・取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられて いることを確認すること。 (5) 1号炉および2号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更 を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価およ び確認すること。 (5) 1年/統料の重複) 第163条(使用済燃料の重複)		(放射性気体廃棄物の管理) 第169条 発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射 線管理課長の管理のもと、表169-2に示す排気筒等より放出す る。 2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外 の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺 監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表169-1に定める放 出管理目標値を超えないように努めること。 3. 放射線管理課長は、表169-2に定める項目について、同表に 定める頻度で測定する。 4.表169-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合 は、次の事項を行う。ただし、第173条第1項(1)に定める区 域等における換気は、この限りでない。 (1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法 今に定める質理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 いないことを確認する。ただし、幾気によって放出される空気中 の放射性物質濃度が混合に定める管理区域に係る値を超えてい いないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中 の放射性物質濃度が混合に定める管理区域に係る値を超えるお それがない場合は、この限りでない。
	が	3)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号 【放射性廃棄物の廃棄】	1)放射性気体廃棄物の放出箇所及 び放出管理目標値を満たすため の放出量管理方法並びに放射性 気体廃棄物の放出物質濃度の測 定項目及び頻度が定められてい ること。
	関連する実用炉規則		十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は 事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。	

32/51

	The state of the s	计 田子 口 品社 二 个 府			# 1 1 1
関連する実用炉規則	発上语言段階の発電用原子炉施設によるよりの存出ので表す。	原子 に 関係 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	子 十	#十八里六	在内規定人書
	におげる保女規定の番宜基準	記載すべき内谷	記載の考え万	談当規定又書	記載内容の概要
		(1	・1,2号炉廃止措置第 2段階において発生する放射性気体廃棄物の 管理すべき核種が3号 炉と異なるため、放出 管理の目標値を第1編 (3号炉)と第2編(1 号および2号炉)個別 に設定する。		
	2)放射性液体廃棄物の放出箇所、 放出管理目標値及び基準値を満 たすための放出管理方法並びに 放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定めら れていること。	(放射性液体廃棄物の管理) 第168条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射 線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。 2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の 放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外 における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(コバルト60)の放 出量が、表168-1に定める放出管理目標値を超えないように 努めること。 3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放 出量が、表168-2に定める放出管理目標値を超えないように 努める。 4. 放射線管理課長は、表168-3に定める項目について、同表に 定める頻度で測定する。		○ 放射性廃棄等理通達	 ○放射性廃棄物管理通達(2次文書)に紐づく3次大書において、 放射性液体廃棄物の放出管理目標値および基準値について第1編(3号炉)と第2編(1号炉および2号炉)それぞれ値別に記載する。
		表168-1 放出管理目標値 項 目 (1号炉および2号炉合算) 放射性液体廃棄物 (コバルト60) 2.1×10 ³ Bq/年 表168-2 放出管理の基準値 項 目 (1号炉および2号炉合算) トリチウム 1.7×10 ³ Bq/年 (以下略)	・1, 2号炉廃止措置第 2段階において発生す る放射性液体廃棄物の 管理すべき核種が3号 炉と異なるため、放出 管理の目標値および基 準値を第1編(3号炉) と第2編(1号炉およ び2号炉) それぞれ個 別に設定する。		
二十一 廃止措置の管理に関すること。	実用炉規則第 92 条第 3 項第 21 号 【廃止措置の管理】				
	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、 理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	(工事の計画および実施) 第155条 原子力部門は、廃止措置工事**1を実施する場合、以下の 必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) 設計計画 (3) 調達管理 (4) 工事管理 (4) 工事管理 (5) 原子力部門は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内 容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。 3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画 を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。 (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策		回	○廃止措置管理通達 (2次文書) において、廃止措置工事対象を明確化する。

関連する実用炉規則	廃止措置段階の発電用原子炉施設ファン・ストスの左出子の金木甘油	原子が施設保安規定	4	14.	社内規定文書
	における休女規正の番宜基単	記載すべき内容 は 原子力部間は 廃止措置工事の結果について記録する。	記載の考え方	該当規定入書	記載り谷の俄安
		1mm	・残存放射能調査により、追加の除染工事不要を確認できたこと、および解体権去対象設備といい、および解体権法対象設備と保全対象設備が重複しないことを踏まえ廃止措置工事対象を明確化する。		
		(解体撤去物の管理) 第155条の2 各課(室)長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性 を物」という。)」および「放射性腐棄物」に分別し、それぞれ次の排置を講じる。 (1)「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第166条第2項に従い管 和大の措置を講じる。 (1)「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第166条第2項に従い管 理する。 (2)「C上推定物」は容器に収納し、保管エリア**1に保管する。保 管にあたっては、「C上推定物」について、異物の混入および放 射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。 (3)「放射性固体廃棄物」は、第165条の2第1項(5)に従い 固体廃棄物財産に保管する。 (3)「放射性固体廃棄物」は、第165条の2第1項(5)に従い 国体廃棄物財産は、第1項(2)に従い保管エリアに保管された 存器には、「C上推定物」を示す標識を付け、「C上推定物」に係 る記録と照合できる整理番号を付ける。	・第2段階で実施する原 子が周辺設備の解体に より発生する解体撤去 物の管理に係る条を追 加	○廃止措置管 理通達 理通達	○廃止措置管理通達(2次文書)に細づく社内規定文書において、第2段階で実施する原子炉周辺設備の解体により発生する解体撤去物の管理に係る内容を追加する。
		※1:保管エリアとは、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリアをいう。 (保管エリアの管理) 第155条の3 放射線管理課長は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する地、保管エリアの目に付きやすい箇所に保管エリアである旨を掲示する。 2. 放射線管理課長は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (こ、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。は、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。(1)「CL推定物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。 (2) 1ヶ月に1回、保管量を確認する。 3. 放射線管理課長は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。	・第2段階で実施する原 より 発生する解体権に より 発生する解体機法 物を保管する保管エリ アの管理に係る条を追 加	○ 	○廃止措置管理通達(2次文書) に和く社内規定文書において、 第2段階で実施する原子炉周辺設 備の解体により発生する解体散去 物を保管する保管エリアの管理に 係る内容を追加する。
		第168条 (放射性液体廃棄物の管理) 第169条 (放射性気体廃棄物の管理) [集用炉規則第92条第3項第13号 (前述) にて整理] 第146条 (構成および定義) ~第154条 (安全貯蔵措置) 第156条 (工事完了の報告) ~第167条 (事故由来放射性物質の 第156条 (工事完了の報告) ~第167条 (事故由来放射性物質の	・第168条および第1 69条の変更について は、放出管理目標値お よび基準値の変更であ り、審査基準に影響な し。		
二十二 その他発電用原子炉施設又は 廃止措置に係る保安に関し必要な事 項	実用炉規則第 92 条第 3 項第 21 号 【その他必要な事項】				

社内規定文書	記載内容の概要								
	該当規定文書								
	記載の考え方	廃止措置第2段階(原	子炉周辺設備解体撤去	期間)移行に伴う変更					
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(角 制)	第135条 この規定第2編 (第2編において、以下、「本編」とい	う。) は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づ	き、廃止措置段階のうち、原子炉周辺設備解体撤去期間にある美浜	発電所1号炉および2号炉原子炉施設(本編において、以下、「原	子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、	以下、「保安活動」という。)を定め、核燃料物質等または原子炉	による災害の防止を図ることを目的とする。
廃止措置段階の発電用原子炉施設	における保安規定の審査基準	1)日常のQMSに係る活動の結果	を踏まえ、必要に応じ、発電用原	子炉施設に係る保安に関し必要	な事項を定めていること。				
田東 7 米田	届その米田が								

36/51

添付資料-2

美浜発電所1号炉および2号炉

廃止措置計画認可申請書に記載した内容の保安規定への反映事項

美浜発電所1号炉および2号炉 廃止措置計画認可申請書に記載した内容の保安規定への反映事項

	廃止措置計画認可申請書	保安規定変更認可申請書	1
	記載內容	記載內容	扁为
本文用	5. 第2段階に行う解体の方法	(解体撤去物の管理)	第2段階で発生する解体撤去物
(1号	・ 第2段階は、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するとともに、第1段階に引き続	第155条の2 各課(室)長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した	の管理ならびに解体撤去物のう
炉及び	き、安全貯蔵、2次系設備の解体撤去及び核燃料物質の搬出を行う。	解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のな	ちCL推定物を保管する保管エ
2号炉)	(1) 原子炉周辺設備の解体撤去	いものと推定されるもの(以下、「CL推定物」という。)」および「放射性固体	リアの設置およびその管理に関
	原子炉周辺設備の解体撤去は、第1段階に実施する残存放射能調査の結果、2	廃棄物」に分別し、それぞれ次の措置を講じる。	する事項を新たに規定する。
	次系設備の解体撤去の経験等を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく低減、解体撤	(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第166条第2項に従い管理する。	
	去作業の施工性、労働災害防止等の観点から熱的切断又は機械的切断を選定する	(2) 「CL推定物」は容器に収納し、保管エリア**1に保管する。保管にあたっ	
	など、合理的な手順及び工法を策定し実施する。また、第2段階では、第3段階	ては、「CL推定物」について、異物の混入および放射性物質による追加的な	
	に実施する「原子炉領域の解体撤去」の準備として、原子炉領域の残存放射能調	汚染を防止する措置を講じる。	
	査結果、原子炉周辺設備の解体撤去の経験等を踏まえた原子炉領域の解体撤去の	(3) 「放射性固体廃棄物」は、第165条の2第1項(5)に従い固体廃棄物	
	手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理	貯蔵庫に保管する。	
	及び管理方法の検討を行う。	2. 放射線管理課長は、第1項(2)に従い保管エリアに保管された容器には、	
	原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部については、解体撤去物の保管	「CL推定物」を示す標識を付け、「CL推定物」に係る記録と照合できる整理	
	を行うエリア (以下「保管エリア」という。)又は除染等を行うエリアとして利用	番号を付ける。	
	する。解体撤去に伴い発生する金属等の解体撤去物は、放射性廃棄物でない廃棄		
	物(以下「NR」という。)として処理するか、保管エリアに保管した後、必要に	※1:保管エリアとは、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去	
	応じて除染等を実施し、放射性物質として扱う必要のないもの(以下「CL」とい	物の保管を行うエリアをいう。	
	う。)として処理する。NR又はCLとして処理できない金属等の解体撤去物は、		
	放射性固体廃棄物として処理する。	(保管エリアの管理)	
	解体撤去に当たっては、性能維持施設に影響を与えないことを確認するととも	第155条の3 放射線管理課長は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区	
	に、次の安全確保対策を講じる。	画する他、保管エリアの目に付きやすい箇所に保管エリアである旨を掲示す	
	a. 汚染拡大防止措置	2°	
	b. 被ばく低減措置	2. 放射線管理課長は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結	
	c. 火災、爆発等の事故原因の除去等に関する安全対策	果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。	
	d. 事故発生時の事故拡大防止等の応急処置	(1) 「CL推定物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリア	
	原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第 5-4 表に示す。	を巡視する。	
		(2) 1ヶ月に1回、保管量を確認する。	
本女十	3. 放射性固体廃棄物の管理	3. 放射線管理課長は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を	
(1号	(1) 放射性固体廃棄物の処理	掲示する。	
炉及び	b. 第2段階以降		
2号炉)	第2段階以降においては、管理区域内設備の解体撤去等により、廃液蒸発装置の		
	濃縮廃液固化物、雑固体廃棄物、イオン交換器廃樹脂等が発生する。		
	これらの放射性固体廃棄物は、種類、性状等に応じて、圧縮、焼却、溶融、固化		

廃止措置計画認可申請書	保安規定変更認可申請書	在	
記載内容	記載内容	声	
等の処理を行い、原子炉設置許可申請書に記載している貯蔵容量を超えないように			
廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。			
管理区域内の解体撤去等により発生する金属等の解体撤去物については、保管エ			
リア又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。CL と推定されるものは原則として CL と			
して処理するが、CL として処理できないと判断したものは雑固体廃棄物として処			
理する。			
保管エリアの設置予定場所を第10-6図に示す。			
放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて			
実施する。			
第2段階以降の放射性固体廃棄物の処理流路線図を第 10-7 図に示す。廃止措置			
の進捗に伴い放射性固体廃棄物の処理方法を変更する場合は、廃止措置計画に反映			
し変更認可を受ける。			

凡例 赤下線:保安規定変更箇所 <mark>黄色マーカー</mark>:廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

班	三 の										燃料棒表面が汚染していても収	納可能な輸送容器を使用するこ	ととしたため、廃止措置計画初	回申請時において想定していた	燃料棒表面の除染が不要となっ	たことから、燃料棒の除染に係	る記載を削除する。															
保安規定変更認可申請書	記載内容	(新燃料の運搬)	第161条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補	助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必	要な燃料取扱設備を使用する。	2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の	事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。	(1) 法令に適合する容器を使用すること。	(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうち	から必要な燃料取扱設備を使用すること。	(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。なお、新燃料から燃料棒を引	抜き、燃料棒表面を除染する場合は、取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつ	その1体分の燃料棒に限定すること。	(这卜瑟)																		
廃止措置計画認可申請書	記載内容	3. 核燃料物質の搬出及び輸送	号 核燃料物質の搬出及び輸送は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のた 3	めに必要な措置を保安規定に定めて実施する。	1号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、原子炉補助	建屋内で輸送容器に収納する。	1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、使用済	燃料貯蔵設備において長期間保管されており、燃料の表面には放射性物質が付着し	ているため、気中で燃料集合体の散水洗浄・乾燥を行った後に、輸送容器に収納す	る。輸送容器に収納する際、燃料の表面汚染により、使用する輸送容器の基準を満	足しない場合は、汚染の拡大防止措置を講じたうえで、気中で燃料集合体1体ごと	に燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、輸送容器に収納する。この燃料の取扱	いにおいては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変	<u>形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体ごとかつその1体</u>	分の燃料棒に限定し、臨界を防止する。	輸送容器に収納後、解体対象施設から機出し、加工施設へ輸送する。	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料につ	いては、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備から機出し、再処理施設、	中間貯蔵施設又は3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ輸送する。3号	炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ輸送した使用済燃料は3号炉にて管	理する。1号炉の破損燃料*1については、搬出方法等を検討し解体対象施設から搬	出する。また、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の使用済燃	料のすべてを1号炉原子炉補助建屋内から機出した場合は、3号炉原子炉補助建屋	内の使用済燃料貯蔵設備は廃止措置対象施設として取り扱わず、1号炉のすべての	使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。	なお、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の使用済燃料については、国の「使用済燃料	対策に関するアクションプラン」に基づき策定している「使用済燃料対策推進計画」	を踏まえ、計画的に搬出する。	※1: 美浜発電所1号炉第2回定期検査(昭和48年)にて燃料棒の破損を確認した	燃料集合体 (第2回及び第4回定期検査で回収した破損燃料片及び未回収破損		

		垂本	C. H.							IT.								第1段階で実施した系統除染の	効果が十分でない場合に追加の	除染を行う可能性のため記載し	ていた内容について、残存放射	能調査の結果に基づき、追加の	除染は不要であると判断したこ	とから「核燃料物質による汚染	の除去」を削除する。また解体撤	去対象設備と保全対象設備が重	複しないことを踏まえ、「その他	第187条に定める保全対象範	
い (1) ※ (2) を の (2) を (3) で	# # 七十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二	保女規正変 史認可中請書	記載内容	(工事の計画および実施)	セスを実施する。	(1) 工事計画			(4) 工事管理	2. 原子力部門は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号が	の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。	3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、	必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。	(1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策	(2) 被ばく低減対策	(3) 事故防止対策	4.原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。	※1:廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、 <mark>核燃料物質による汚染の除去</mark>	<u>系統除染工事、残存放射能調査工事およびその他第187条に定める保</u>	対象範囲以外の 設備の解体撤去工事をいう。									
	4 + 4 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	発止者直計画影叭中消	記載內容	3. 第2段階以降の除染		第1段階に実施する除染の結果、十分な除染効果が得られなかった範囲及び	解染の対象としていなかった範囲について、 解体撤去等における放射線業務従	事者の被ばく低減又は放射性廃棄物の放射能レベル低減の観点から有効と判	断した場合には、化学的方法又は機械的方法により除染を行う。	(以下略)																			

推	三人																						第2段階において管理すべき核	(2号炉と	炉で異なるため、放出管理目標	値を第1編(3号炉)と第2編	(1号炉および2号炉)で個別	に設定する。		
保安規定変更認可申請書	記載内容	登 理)	第169条 発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長	の管理のもと、表169一2に示す排気筒等より放出する。	次の事項を管理する。	(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の	放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空	聖えないこと。	(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表169-1に定める放出管理目標	- 努めること。	放射線管理課長は、表169-2に定める項目について、同表に定める頻度		表169-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事	第173条第1項(1)に定める区域等における換気は、		(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める	管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。	(2) 放射線管理課長は、表169-3に定める項目について、同表に定める頻	度で測定し、法令に定める管理区 域に係る値を超えていないことを確認す	る。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定め	る管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。			放出管理目標値(1号炉および2号炉合篦)		1/ 10 80 TO 10 TO	2. b× l0° bq/年			
		(放射性気体廃棄物の管理)	第169条 発電室長に	の管理のもと、表16	2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。	(1) 排気筒からの放	放射性物質濃度の3	気中の濃度限度を超えないこと。	(2) 排気筒からの放	値を超えないように努めること。	3. 放射線管理課長は、	で測定する。	4. 表169-2に示す	項を行う。ただし、第	この限りでない。	(1) 作業の所管課 (室	管理区域に係る値を	(2) 放射線管理課長に	度で測定し、法令に	る。ただし、換気に	る管理区域に係る値		表169-1	項目	放射性気体廃棄物	粒子状物質	(コバルト60)			
廃止措置計画認可申請書	記載内容	1. 放射性気体廃棄物の管理	(2) 第 2 段階以降	第2段階以降に発生する主な放射性気体廃棄物は、管理区域内設備の解体撤去	に伴って発生する粒子状物質である。	希ガスについては、第1段階で実施した作業に伴い、解体施設内に残存してい	た希ガスは放出されているため、第2段階以降の放出量は無視することができ	る。ただし、使用済燃料搬出完了までは、使用済燃料からの希ガスの漏えいがな	いことを排気筒ガスモニタにより監視する。	よう素については、第1段階と同様に原子炉停止からの減衰期間を考慮する	と、放出量は無視することができる。	解体撤去で発生する粒子状物質が主となる放射性気体廃棄物の廃棄について	は、補助建屋排気設備、原子炉格納容器換気設備又はアニュラス排気設備を通し	た後、排気筒から放出する。また、周辺環境の放射線モニタリングについてはモ	ニタリングポストによる空間放射線量率の測定や環境試料のサンプリング等に	よって行う。放射性気体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安	規定に定めて実施する。	第2段階以降の放射性気体廃棄物の処理流路線図を第 10-2 図に示す。廃止措	置の進捗に伴い放射性気体廃棄物の処理方法を変更する場合は、廃止措置計画に	反映し変更認可を受ける。	第2段階以降に発生する放射性気体廃棄物の推定発生量から、放出管理目標値	を設定し、これを超えないように努める。	放出管理目標値(1号炉及び2号炉合算)		2.6×10°Bq/y (粒子状物質(Co-60))	第3段階	8.8×107 Bq/y (粒子状物質(Co-60))			

凡例 赤下線:保安規定変更箇所 <mark>黄色マーカー</mark>:廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

中	佣马		nuk .			thesi	E V		lilV.		Vill		llad				第2段階において管理すべき核なジャーによって	種か 1 方がおよび 2 方がと 3 方で 1 方面 4 7 4 4 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	近の、乗ぶるにの、 次四百年の 日標値 および 基準値 を 第 1 編	(3号炉)と第2篇(1号炉およ	び2号炉)で個別に設定する。							
保安規定変更認可申請書	記載内容	(放射性液体廃棄物の管理)	発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長	の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。	放射線管理課長は、次の事項を管理する。	(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質	濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限	度を超えないこと。	復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(コバルト60)の放出量が、表	168-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。	. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表	168-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。	4. 放射線管理課長は、表168-3に定める項目について、同表に定める頻度	°2	•	•	放出管理目標値(1号炉および2号炉合算)	沟				2	放出管理の基準値 (1号におよびの日に分割)	チウム		(以下配)		
		(放射性液	第168条	管理区域	α.	(1) 放射			から放出す (2) 復水器		ო	168-		措置計画に で測定する。	1	¥ - 00 - ¥ -	5。	放射性	וֹל - -			表168-2			1	7×10^{13}	1×10^7	$2\! imes\!10^7$
				、設備の維持管理、	、機器ドレン、格納	である。	里に必要となる設備	t、あらかじめ放出	定及び確認してか	タによって監視する	は、保安規定に定め		を第 10-4 図に示す	する場合は、廃止排	著書名 人名里日名	双山里 //1つ、 放約15	えないように努める					棄物の年間放出量			合計	約1.	約1.	約 2.
8可申請書	容			け性液体廃棄物は、	トヤビティドレン	ソン及び洗浄排水	毛については、処理	放出する場合に	生物質の濃度を測	豊度は、排水モニ:	きな措置について		9の処理流路線図)処理方法を変更、	1. 生物 基份 基础 化	ベルガーボタックボード	t定し、これを超 にになる。	<u> </u>				ナる放射性液体廃			2号炉	約 1.1×10 ¹³	約 6.6×10 ⁶	約 1.3×10 ⁷
廃止措置計画認可申請書	記載內容	りの管理		第2段階以降に発生する主な放射性液体廃棄物は、設備の維持管理、	設備の解体撤去等に伴い発生するキャビティドレン、機器ドレン、格納容器床ド	レン、補助建屋床ドレン、薬品ドレン及び洗浄排水である。	これらの放射性液体廃棄物の廃棄については、処理に必要となる設備の機能を	維持しながら処理を行うとともに、放出する場合には、あらかじめ放出前のタン	クにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定及び確認して	る。また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。放射性	液体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施す		第2段階以降の放射性液体廃棄物の処理流路線図を第 10-4 図に示す。廃止措	置の進捗に伴い放射性液体廃棄物の処理方法を変更する場合は、廃止措置計画に : ・	釈し後史器リか図げる。 発し発見器に成けな子子とお中華経済子の推断の帯かむ田里され、古中華経行の推	に光江 9 0 灰光1年6	物の放出管理目標値を次のとおり設定し、これを超えないように努め Landware land (・自 land a) の landware	放出宵埋目標値(1号炉及び2号炉合具) c.m.	(Co-60)		q/y (Co-60)	第2段階以降における放射性液体廃棄物の年間放出			1号炉	約 6.8×10 ¹²	約 4.3×10 ⁶	約 8.7×10 ⁶
		2. 放射性液体廃棄物の管理	(2) 第2段階以降	第2段階以降	設備の解体撤去	レン、補助建屋	これらの放射	維持しながら処	クにおいてサン	る。また、排水	液体廃棄物の管	%	第2段階以降	置の進捗に伴い	又聚し後下認らを受ける。 係の発売に終い数十十、	形 4 较陷以降	物の放出管理目	双出管理目をある。	77-2 4×7円 2.1×107 Bg/v	第3段階	$9.3 \times 10^7 \mathrm{Bq/y}$	第 29 表		第2段階	核種	H-3	Fe-55	Co-60*1
		本文十	(1号	炉及び	2号炉)																	※ 付 書	瀬三(1	赵	び 2 争	<u></u>		

凡例 赤下線:保安規定変更箇所 <mark>黄色マーカー</mark>:廃止措置計画変更認可申請書の関連箇所

第 3 段階 核種	廃止措置計画認可申請書 (#安規定変更認可申請書	記載内容		1号炉 2号炉 合計	3.1×10^{12} 約 5.0×10^{12} 約 8.1×10^{12}	8.5×10^6 %) 5.4×10^6 %) 8.8×10^6	\$.3×10 ⁷ 粉 6.0×10 ⁷ 約 9.3×10 ⁷	※1: 各被ばく経路における線量寄与の割合の合計が 90%以上となる核 種に加え、放出管理の観点から、粒子状核種として計測が容易な Co- 60 を評価対象核種に追加し、放出管理目標値を Co-60 で設定する。
第3段階 核種 H-3 Fe-55 Co-60 ※1: 各被ばべ着 種に加え、 60を評価:	廃止措置計画	記載内		1号炉	約 3.1×10 ¹²	約 3.5×10 ⁶	約 3.3×107	至路における線量 放出管理の観点が 対象核種に追加し
smc .			等3段階	核種	H-3	Fe-55	Co-60	※1:各被ばく着 種に加え、 60を評価が

添付資料-3

美浜発電所原子炉施設保安規定

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

目 次

- 1. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針
- 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

1. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書(DB、技術的能力)の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理する に当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容(抜粋)

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保 されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

(2) 保安規定の記載方針

上述の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施 手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、(1) 項の基本方針に沿って、要求事項に 適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて 2 次文書他に記載する。

また、2次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載(行為内容の骨子)とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および 行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

	項目	説 明 內 容
設置変	更許可申請書	 ○「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 ○「黒字(赤下線)」により、変更申請箇所を明確にする。 ○「青字(青下線)」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。
	要許可申請書	 ○「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 ○「黒字(赤下線)」により、変更申請箇所を明確にする。 ○「青字(青下線)」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容を明確にする。
原子炉	記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「 <u>青字(青下線)</u> 」により、要求事項を実施する行為者を明確に する。
原子炉施設保安規定	記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○社内規定文書(2次文書)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○保安規定及び社内規定文書(2次文書)他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規	該当規定文書	○該当する社内規定文書(2次文書)を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確に する。
社内規定文書	記載内容の概要	○関連する社内規定文書(2次文書)の具体的な記載内容を記載する。○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

上流文書(設置変更許可申請書)	保安規定対象条文
添付書類九	第101条、第102条

添付書類九

社内規定文書	記載の考え方	○放射性廃棄物管理通融(2次 文書)に部づく社内規定文書 において、放射在液体溶棄物 の放出管理目標値および基準 値について第1編(3-4万) と第2編(1-4万および2-4 万)で個別に記載する。	○放射性廃棄物管理通達(2次 通達)に細づく柱内規定文書 において、放射性気体廃棄物 の放出管理目標値について第 1編(3号炉)と第2編(1 号炉および2号炉)で個別に 記載する。
	該当規定文書	○	○ 放射性廃棄物管 理通達 理通達
	記載の考え方	 1,2号与廃止措置第2段階において発生する放射性液体 廃棄物の管理すべき核種が3 号がと異なるため、放出管理 の目標値および基準値を第1 編(3号炉)と第2編(1号 炉および2号炉)で個別に設 定する。 	
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(放射性液体廃棄物の管理) 第101条 発電差長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長 の管理のもく、復水器が制水が水路より放出する。 2. 放射維液体廃棄物の放出による復水器が割水が水路排水中の放射性物質濃度 の3.4月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超っない。 3. 放射維液体路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量 が、表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 3. 放射線管理課長は、復大器が対水及指水中のトラウムの放出量が、表 101-2に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。 3. 放射線管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。 数101-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 4. 放射性液体廃棄物 が対性液体廃棄物 が対性液体膨棄物 が対け液体膨棄物 が対性液体膨棄物 が対性液体膨悪物 が対している が対性液体膨悪物 が対している が対性液体膨悪物 が対している が対性を対している が対性を対している が対性液体膨悪物 が対している が対している が対している が対している が対性液体膨悪物 が対している が対性を対している が対している が対性液体膨悪物 が対している が対性を対している が対している が対しないの が対している が対しないる が対している が対しないる が対している	(放射性気体廃棄物の管理) 第102条 発電重長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102ー2に示す排気筒等より放出する。 2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヵ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の放射性物質濃度の3ヵ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の機度限度を超えないこと。
設置変更許可申請書【添付書類】	令和3年5月19日 許可	※付書類九 ※付書類九 ※付書類九 ※財務の被式く管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書 4.3 液体廃棄物処理 4.3 液体廃棄物処理 4.3 液体廃棄物の組置 4.3 液体廃棄物の加量 放射性廃液の発生源のうち、1次 治却材抽出水及び冷却材ドレンは、 処理後、100%を液体廃棄物として放 出するものとして評価する。液体廃棄物として放 出するものとして評価する。液体廃棄物として放 出するものとして評価する。液体廃棄物として放 に示す。 に示す。 た計が出量中に含まれる放射能量 (トリチウムを除く。)は、3号炉で 約2.4×10 ⁸ Bq/yとなる。 放出放射能量の算定に当たって は、燃料被覆管欠陥率を1%と想定 に示す。 大力な除く。)は、3号炉で約7.5×10 ⁸ Bq/ を、)は、3号炉で約7.5×10 ⁸ Bq/ とした。 液体廃棄物の年間推定放 出量とその放射性物質の濃度の稠略 を第4.3.1図に示す。 液体廃棄物による実効線量評価を 行う際には、液体廃棄物の中間推定放 出量とその放射性物質の濃度の稠略 を第4.3.1図に示す。 液体廃棄物による実効線量評価を 行う際には、液体廃棄物の理設備運 用の変動を考慮して、液体廃棄物の理設備運 用の変動を考慮して、液体廃棄物の理設備運 用の変動を考慮して、液体廃棄物の 数仕量はトリチウムを除き1号、2 号及び3号を何3.7×10 ⁸ Bq/y、1 りチウムについては、1号及び2号 各が3.7×10 ⁸ Bq/y、3号炉5.6× 10 ⁸ Bq/y*とする。	4. 放射性廃棄物処理 4.2. 気体廃棄物処理 4.2.3 気体廃棄物の選出量 気体廃棄物の発生源については、 [4.2.1 気体廃棄物の発生源」の項 で述べたが、気体廃棄物の放出量の 計算は、「線量目標値に対する評価 指針」に従って、1号炉、2号炉及び3号炉について、次のように、ガ
設置変更許可申請書【本文】	令和3年5月19日 許可	I	

社内規定文書	該当規定文書 記載の考え方	
	記載の考え方 該当	第末 次次 28年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を ように努めること。 る2-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事 でない。 でだし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、 でない。 可管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管 管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める管 管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める管理区 (法令に定める管理の放射性物質激度が法令に定める管理区 がよって放出される空気中の放射性物質激度が法令に定める管理区 (本)によって放出される空気中の放射性物質激度が法令に定める管理区 有力ス 1.0×10 ¹⁵ Bq/年 1.0×10 ¹⁶ Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/Bq/B
設置変更許可申請書【添付書類】	令和3年5月19日 許可	(
1.4	令和3年5月19日 許可	ス演奏タス、

49